

★ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

（人事課）

一 改正の要旨

地方自治法施行令の一部が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準として定められた額に、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し支給される期末手当が含まれることとされたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日